

## 児童手当の現況届は、提出されましたか？

現況届の提出が無ければ、8月以降の手当が受けられなくなります。

### 現況届に必要な添付書類

○受給者（父もしくは母）の健康保険証の写し（受給者が厚生年金等加入者である場合に提出）

○前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（阿蘇市に平成19年1月1日に住所がなかった場合に提出）

○監護・生計同一申立書及び住民票（世帯全員）（子供と別居している場合に提出）

※公務員の方は、勤務先にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先  
健康福祉課子育て支援係  
☎22・3167

## 児童扶養手当の現況届は8月31日までに提出してください

現況届は、児童扶養手当を8月以降も引き続き受ける要件を満たしているか否かの確認、また、所得制限によるその年の8月分から翌年7月分までの手当の支給額区分を決定するものです。

8月31日までに提出が無ければ、8月以降の手当が支給されなくなります。

### 現況届に必要な添付書類

○手当証書（全額支給停止の人は証書はありません）

○健康保険証の写し

○養育費に関する申立書（平成18年中に受け取った養育費）

### 問い合わせ先

健康福祉課子育て支援係  
☎22・3167

## 平成19年毎月勤労統計調査準備調査にご協力をお願いします！

県では、8月から9月にかけて、毎月勤労統計調査準備調査を実施しますが、この度、阿蘇市の一部地域が厚生労働大臣から調査区として指定されました。地域に所在する事業所に、県が任命した統計調査員が訪問し、事業活動の内容や労働者数などの調査をさせていただきます。ご多忙のところ恐縮ですが、是非ともご協力くださいますようお願いいたします。

### 問い合わせ先

熊本県統計調査課  
☎096・333・2175

## ラジオ番組のご案内

「Heart Smile」おなじ空の下で」は、県民の皆さんからいただいた人権メッセージや小・中学生の人権作文を素敵な音楽とともにご紹介するラジオ番組で、エフエム熊本で放送されています。

日時・内容  
○8月12日・19日・26日

13時55分～14時

「熊本県子ども人権作品展作文集」小学校の部作品

○9月2日・9日・16日・23日  
13時55分～14時

「人権メッセージ・おなじ空の下で」

### 問い合わせ先

熊本県人権センター  
☎096・333・2299

## 労災医療・労災補償等の無料相談

（財）労災保険情報センター（RIC）では、厚生労働省の委託を受けて、労災医療、労災補償等の労災保険制度全般のご相談をお受けしています。相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談下さい。

### 問い合わせ先

（財）労災保険情報センター  
☎096・359・8181

## 夏休み中の少年少女の非行・家出を防止しましょう！

夏休みは、少年少女の非行・家出が増加するとともに、犯罪等の被害に遭うケースも増加する傾向にあります。

毎日の生活の中で、子どもの言葉や生活態度に注意して、非行に至るおそれがある「兆し」を早期に発見し、適切な指導を行って非行の未然防止に努めましょう。



### 「兆し」とは？

- ①帰宅時間が遅くなる。
- ②深夜外出、無断外泊が多くなる。
- ③ウソをついたり、ソワソワして落ち着きがなくなる。
- ④携帯電話の“出会い系サイト”を利用する。

## 犯罪被害防止と有害環境を排除しましょう！

子どもの携帯電話保有率が高まる中で、中・高校生等がインターネットの出会い系サイトを使った援助交際等によって、児童買春・児童ポルノ等の福祉犯罪被害に遭う事案が急激に増加し、昨年は過去5年間で最高の25人の少年を熊本県警で保護しています。

また、中・高校生によるインターネット掲示板等を使った誹謗・中傷事案が深刻化する傾向にあり、熊本県警への相談が、平成17年に76件、平成18年に67件なされるなど、携帯電話等がもたらす弊害への対策の強化が求められています。対策のひとつとして、サイト閲覧を防止する「フィルタリングサービス」を活用しましょう。

〔問い合わせ先〕阿蘇警察署 TEL 22-5110